

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

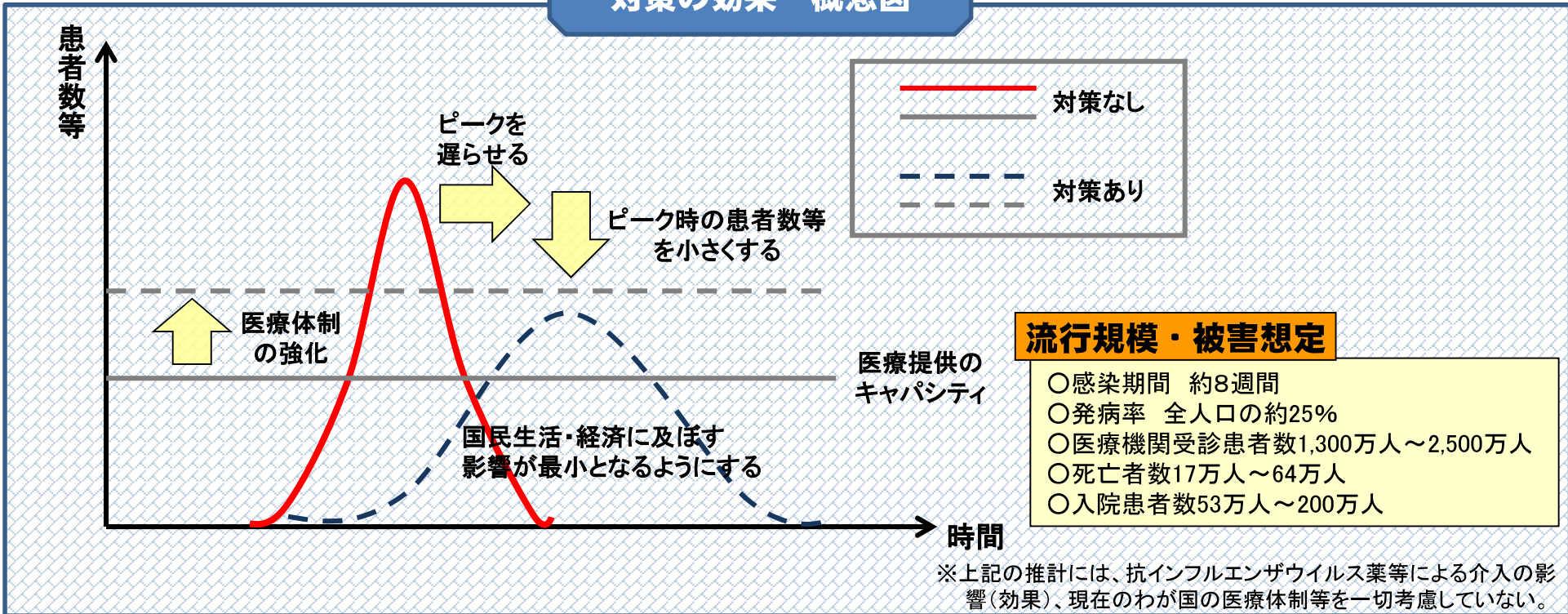
## 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。  
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。  
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

## 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

## 対策の効果 概念図



# 発生段階ごとの対策の概要

|                  | 未発生期   | 海外発生期  | 国内発生早期   | 国内感染期   | 小康期   |
|------------------|--|--|--|---|---|
| 考え方              | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生を遅らせる</li> <li>国内発生に備えた体制整備</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生を遅らせる</li> <li>国内発生に備えた体制整備</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>流行のピークを遅らせるための感染対策を実施</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>対策の主眼を被害軽減に変更</li> <li>ライフライン等の事業を継続</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備え第一波の評価</li> <li>医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>      |
| 実施体制             | <ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等）</li> <li>訓練の実施</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の設置（政府・都道府県）</li> <li>基本的対処方針の決定</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生の初期に必要な応じ政府現地対策本部の設置</li> <li>★必要に応じて緊急事態宣言（市町村対策本部の設置）</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的対処方針の変更</li> <li>対策の見直し</li> </ul>                |
| サーベイランス・情報収集     | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の情報収集</li> <li>通常のサーベイランス</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>国際連携による情報収集</li> <li>国内発生に備えたサーベイランス体制の強化</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等患者の全数把握</li> <li>患者の臨床情報把握</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握</li> <li>集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止）</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>各国の対応に係る情報収集</li> <li>引続き学校等における集団発生状況の把握</li> </ul> |
| 共有情報提供           | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症や公衆衛生に関する情報提供</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>海外での発生状況情報提供</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体との情報共有、国民への情報発信の強化</li> <li>コールセンター等の充実・強化</li> </ul>                               | 同左  | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供のあり方の見直し</li> </ul>                              |
| まん延防止            | <ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンの研究開発</li> <li>ワクチンの備蓄</li> <li>ワクチンの接種体制の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策の開始</li> <li>ワクチンの確保</li> <li>特定接種の準備・開始</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の準備・開始</li> <li>住民等に対する手洗い等の勧奨</li> <li>★不要不急の外出自粛要請</li> <li>★学校等の施設の使用制限</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等に対する手洗い等の勧奨</li> <li>住民接種の継続</li> <li>★不要不急の外出自粛要請</li> <li>★学校等の施設の使用制限</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた住民に対する予防接種の継続</li> </ul>                      |
| 医療               | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療体制の整備</li> <li>抗インフル薬等の備蓄</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制整備</li> <li>「帰国者・接触者相談センター」の設置</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>専用外来における医療提供の継続</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄している抗インフルエンザ薬の使用</li> <li>医療従事者に対する従事要請及び補償</li> <li>★臨時の医療施設の設置</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> </ul>                          |
| 国民生活及び国民経済の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関の業務計画等の策定</li> <li>物資等の備蓄</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関等の事業継続に向けた準備</li> <li>職場における感染対策の準備</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>職場における感染対策の要請</li> <li>★指定公共機関は業務計画に基づき必要な措置を開始</li> <li>★緊急物資の運送等</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>★生活関連物資等の価格安定</li> <li>★物資の売渡しの要請</li> <li>★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資</li> </ul>                     |

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

## これまでの改定経緯、政府行動計画の改定等について

(これまでの改定経緯)

- 政府行動計画は、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（H1N1）対応の経験を経て、平成24年（2012年）に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、平成25年（2013年）に作成された。
- その後、平成29年（2017年）に、治療薬の確保量など一部の改定が行われ、現行の政府行動計画となっている。直近の平成29年（2017年）改定以降は、政府行動計画の見直しは行われていない。

(新型コロナウイルス感染症の発生と対応)

- 令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症対応においては、同年3月に、新型コロナウイルス感染症を特措法の適用対象とし、「新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針」が決定され、基本的対処方針に基づき対応が行われた。その後、本年（2023年）5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ、特措法の適用対象ではなくなり、同基本的対処方針が廃止された。

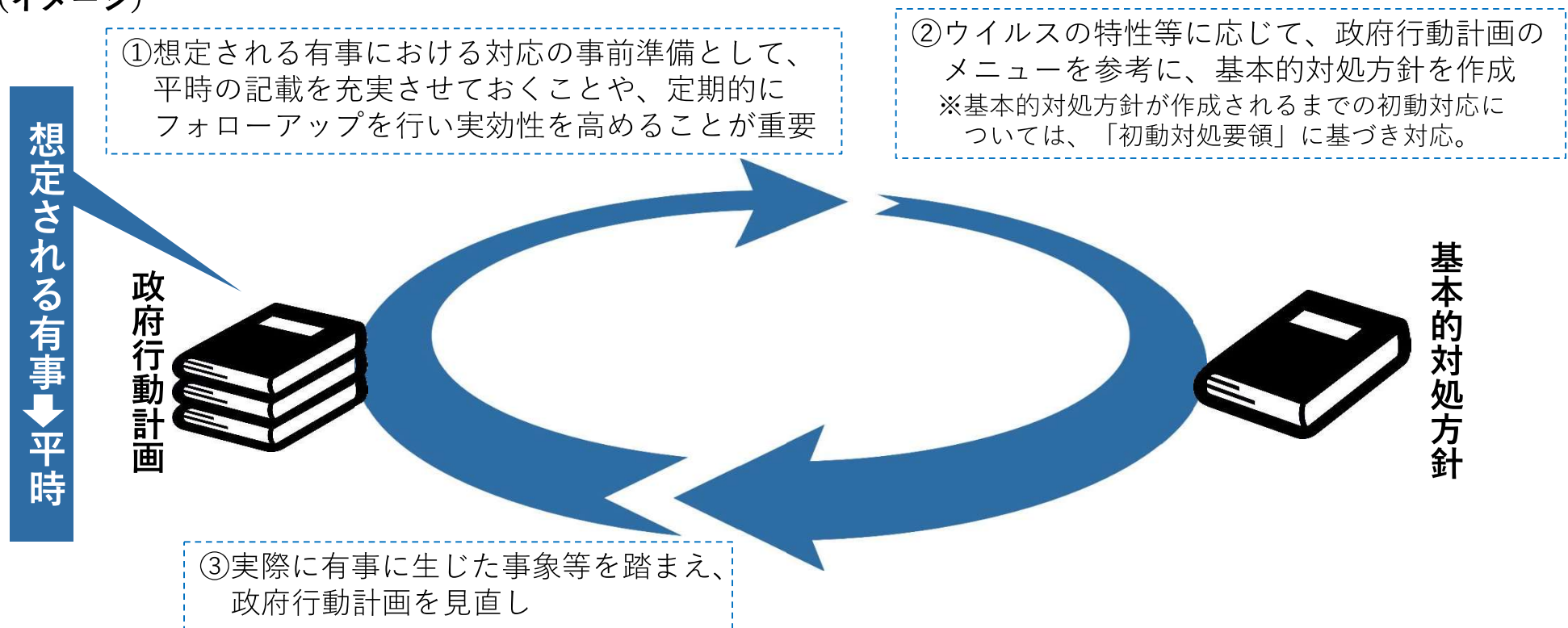
(政府行動計画の改定について)

- 次なる感染症危機への準備や対策を万全なものとする観点から、感染症に係る危機管理の対応方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌する内閣感染症危機管理統括庁において、政府行動計画の改定を行う必要がある。
- その際、
  - ①特措法が適用された今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を振り返りつつ、
  - ②平成29年（2017年）の政府行動計画の改定以降に強化された感染症対策・制度改革を反映させることを基本的な視点として、検討を進めていく必要がある。

## 政府行動計画と基本的対処方針の関係について

- ① 実際に政府対策本部が設置された場合（いわゆる「有事」）には基本的対処方針を策定の上対応を行うこととなるため、**政府行動計画は、想定される有事において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢（メニュー）をまとめた計画**として、十分にきめ細やかな対応項目を設けるとともに、未発生期及び海外発生期における**事前準備としての対策を充実**させておくことが重要。
- ② **有事においては、政府行動計画の様々な対策の選択肢（メニュー）を参考に、感染症の特性や科学的知見に応じた基本的対処方針を速やかに作成**。なお、同方針に記載する対策は、政府行動計画に記載されたメニューに限られるものではない。
- ③ 政府対策本部の廃止後、実際に有事に生じた事象や基本的対処方針に基づき講じた対策を十分に振り返った上で、**次の有事に備え、政府行動計画を見直し、平時における準備を整理・拡充**していくことが重要。

（イメージ）



## 政府行動計画改定に当たっての基本的な視点について①

○ 今般の政府行動計画の改定に当たっては、

①新型コロナウイルス感染症対応の経験を振り返りつつ、

②平成29年改定以降に強化された感染症対策・制度改正を反映させる

必要がある中で、政府行動計画の性質等も踏まえ、以下のような点についてどのように考えるか。

### <平時の備えの整理・拡充>

- ・ 令和3年の医療法改正により医療計画に感染症対応が位置付けられ、令和4年の感染症法等改正等により平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されるなど、新型インフルエンザ等対策では、平時からの準備の重要性が再確認された。
- ・ こうした各分野における平時の備えについて、現行の行動計画の記載から、より重点的に整理・拡充することが必要ではないか。

### <有事のシナリオの再整理>

- ・ 現行の政府行動計画は、新型インフルエンザによる感染拡大（一度の感染の波が短期間で収束）を想定しているところ、新型コロナウイルス感染症対応では、短い期間で変異を繰り返し、数年という長期に亘り複数の感染の波に対応する必要が生じた。
- ・ これを踏まえ、平時の備えの着実な推進に資するよう、新型コロナウイルス及び新型インフルエンザ以外も含め、感染症の種類や感染の波の違い等に幅広く対応できるシナリオを政府行動計画に位置付けることが必要ではないか。

## 政府行動計画改定に当たっての基本的な視点について②

### <感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え>

- ・ 新型コロナ対応では、当初は、可能な限りのウイルス封じ込めを意図し、感染者の特定と隔離を基本としつつ、最初の緊急事態宣言を出し、外出自粛、営業自粛等により感染拡大防止に取り組んだ。
- ・ ワクチン接種の進捗や中和抗体治療の普及、医療提供体制の強化等を通じ、状況変化が生じたことで、感染拡大を防止しながら社会経済活動を継続できるよう行動制限の緩和が進んでいった。
- ・ こうした経験を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動のバランスの観点から、科学的知見に基づいて、的確に対策の切り替えを円滑に行っていくことが必要ではないか。

### <対策項目の拡充>

- ・ 現行の政府行動計画においては、対策項目を6項目（①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥国民生活及び国民経済の安定）としていた。
- ・ 新型コロナ対応等を踏まえ、政府行動計画における項目の構成等を拡充させる必要があるのではないか。例えば、水際対策、検査、保健所体制、ワクチン、治療薬、物資等について記載を充実するため、独立した項目として位置付ける必要性があるのではないか。
- ・ また、デジタル化の促進、研究開発への支援、国際的な連携など、複数の項目に共通する横断的な視点を位置付けることも重要ではないか。